

ファミリー・サポート・センターからのお知らせ

1 活動要件の見直しについて

下記の項目について、令和3年4月1日から改正しました。

項目	改正前	改正後
(1)家事支援の対象年齢	出産後 <u>3か月</u> までの者	出産後 <u>6か月</u> までの者
(2)育児支援の対象年齢	生後 <u>3か月</u> から18歳まで	生後 <u>6か月</u> から18歳まで
(3)相互援助活動の時間	原則、 <u>宿泊を伴う援助は行わない。</u>	原則、 <u>5時から22時までとする。</u>

2 様式のダウンロードについて

下記の様式について、ファミリー・サポート・センターのページからダウンロードして使用できるようにしました。

No.	様式の名称	説明
1	入会申込書	会員として入会する時に、センターへ提出します。 提出は、講習会を受講した時になります。
2	会員登録事項変更届	会員として届けてある内容に変更があった時に、センターへの届として使用します。
3	退会届	退会する時に、センターへ提出します。
4	事前打合せ書 (家事支援用)	新規の家事支援を行う時の、事前打合せの際に使用します。 依頼会員、提供会員、センターへ各一部。
5	事前打合せ書 (育児支援用)	新規の育児支援を行う時の、事前打合せの際に使用します。 依頼会員、提供会員、センターへ各一部。
6	依頼内容連絡票	家事支援又は育児支援の活動が決まった時に、センターへの事前連絡用に使用します。
7	家事支援実施報告書	家事支援を行った時に使用します。 提供会員、依頼会員、センターへ各一部。
8	援助活動実施報告書	育児支援を行った時に使用します。 提供会員、依頼会員、センターへ各一部。